



木材利用で 炭素を貯蔵

事業者の
皆様

木材利用の効果を『見える化』しませんか？

木材は、森林が吸収した二酸化炭素(CO₂)を炭素(C)として貯蔵しており、建築物に使うことで、長期間にわたり炭素を貯蔵し、脱炭素社会の実現に貢献します。

県では、店舗や事務所、住宅等の建築物に使用された木材量から、炭素貯蔵量を算定・認証し、脱炭素社会に貢献した証として「認証書」を贈呈するほか、「デカボナ木業」として県HP等で紹介します。



デカボナ木業 とは？

脱炭素(Decarbonization(デカボナイゼーション))社会の実現に貢献するため、建築物に県産木材を使用し炭素貯蔵に取り組む企業のことです。認証書が交付されることにより、脱炭素社会に貢献した証として対外的なPRや企業のイメージ向上に繋がります。

くまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度



手続き方法は裏面



対象



対象となる建築物 …… 過去3年以内に建築され、構造や内装・外装木質化等に県産木材^{※1}が使用された住宅、事務所、商業施設等

対象となる申請者 …… 住宅の場合／工務店等(複数物件をまとめて申請可能)
住宅以外の事務所や商業施設等／施主

※1 原則として県内で生産された素材(スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹)を県内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で集成材等に加工したものについては、県産木材とみなす。



申請



申請方法は、以下の書類を作成のうえ、メール又は郵送にて、県木連に提出してください。様式については、県木連HPよりダウンロードできます。

- ・くまもと県産木材炭素貯蔵量認証申請書(別記第1号様式)
- ・くまもと県産木材等使用量実績証明書(別記第2号様式)
- ・認証対象の写真(任意様式)

提出先

一般社団法人
熊本県木材協会連合会
〒862-0954
熊本市中央区神水1丁目11-14
✉ info@kumamotonoki.com



認証

- ・申請書の提出後、内容を審査し、適正と認められる場合は、「くまもと県産木材炭素貯蔵量認証書」を交付します。
- ・制度に取り組んでいただいた記念や広報活動等に利用できる「木製プレート」を、各種イベントや交付式等を通じ贈呈します。
- ・本制度に取り組んだ事業者は、交付された「くまもと県産木材炭素貯蔵量認証書」を、下記1)、2)の用途に利用することができます。
 - 1)事業者が『事業活動温暖化対策計画書策定者^{※2}』の場合
認証された炭素貯蔵量^{※3}を、温暖化ガス排出量抑制を図るための補完的手段として、実施状況報告書における削減量への記載
 - 2)『熊本県SDGs登録事業者』の場合
SDGsの達成に向けた取組みの実績としての使用



※2 熊本県地球温暖化の防止に関する条例で、温室効果ガスの排出抑制への取組み等を県へ提出が義務化されている
①「大規模エネルギー使用事業者」又は「自動車運送事業者」、②これら以外の任意策定者

※3 県産木材による炭素貯蔵量のみ記載可能

お申込み
お問い合わせ

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
TEL:096-382-7919 FAX:096-382-7893
〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目11-14 <https://www.kumamotonoki.com>

くまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度

